

第5章 まちづくりを支援する制度と仕組み

市民や地域の皆さんがまちづくりに取り組もうとすると、いろいろな疑問や悩みが出てきます。また、地域のまちづくりの団体が活動するに当たって、支援が受けられると助かるなどのご要望があります。これに応えるため、市では、まちづくりを支援する制度や仕組みを設けています。

第5章では、この制度や仕組みについて説明します。ぜひ、ご活用いただき、皆さんのまちづくりに役立ててください。

1 出前講座

市民の皆さんが、まちづくりについて知りたい、勉強したいという場合は、市の職員が皆さんの地域に出向き、まちづくりの仕組みや市の施策、事業などについて説明する「出前講座」を行っています。

まずは、担当課（p. 86 参照）へご相談ください。

2 まち並みのみどりの奨励事業（接道部の緑化）

かまぐらのまちの魅力の一つに、緑の豊かさがあります。これは土地所有者や住民の皆さんのご尽力によるものですが、市としても緑豊かなまち並み景観を創造するため、建物敷地等の道路に面した部分を緑化する方に対して、その経費の一部を補助しています。

なお、次の要件を満たす場合には、補助率が上がります。

○鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金（鎌倉市立小学校の通学路に面したものに限る。）の交付決定を受けて、1年以内にこれに替わる緑化をする場合。

○緑化工事を行う場所が、地区計画、自主まちづくり計画及び景観形成地区等の区域内で、その区域に接道緑化の取り決めがある場合。

詳細については、みどり公園課みどり担当へご相談ください。

3 まちづくりコンサルタント派遣制度

まちづくりコンサルタント派遣制度とは

「まちづくりコンサルタント派遣制度」とは、自主まちづくり計画、自主まちづくり協定、建築協定及びその他これらに類するルールを策定しようとするまちづくり市民団体の活動に対して、専門的な知識に基づくアドバイスなどの支援を行うため、市に登録されたまちづくりコンサルタントを派遣する制度です。

地域のまちづくりの流れは、これまで説明（p. 28～p. 29）したとおりですが、まちづくりコンサルタントからは、この流れに沿ってまちづくりのルールを検討する中で、まち歩きやその後の意見の整理、まちづくりの方向性に合った手法の選択、具体的なルールの検討などの作業において、「まちのこのようなところに着目すると良いですよ。」「皆さんの目指すまちづくりを実現するためには、〇〇の制度を用いると良いですよ。」「□□を維持するためには、■□のような数値基準があると良いですよ。」など、専門的な見地からアドバイスを受けることができます。

この制度を活用して、自主まちづくり計画を策定した地域や自主まちづくり計画から地区計画へ規制を強化する提案を行った地域があります。

まちづくりコンサルタントの派遣は、原則として、1年間に於いて4回以内とし、最初にまちづくりコンサルタントを派遣した日から2年以内に合計8回までの派遣が可能です。

なお、派遣に要する費用は、市が負担します。

地域のまちづくりのルールを検討する中で、専門的なアドバイスが必要となった場合は、土地利用政策課までご相談ください。

4 その他のまちづくり市民団体への支援制度

自主まちづくり計画、建築協定、地区計画等を策定し、又は提案しようとするまちづくり市民団体に対して、まちづくりコンサルタントの派遣（p. 66 参照）のほかに活動に要する経費の助成その他必要な支援を行う制度があります。（まちづくり条例第44条）

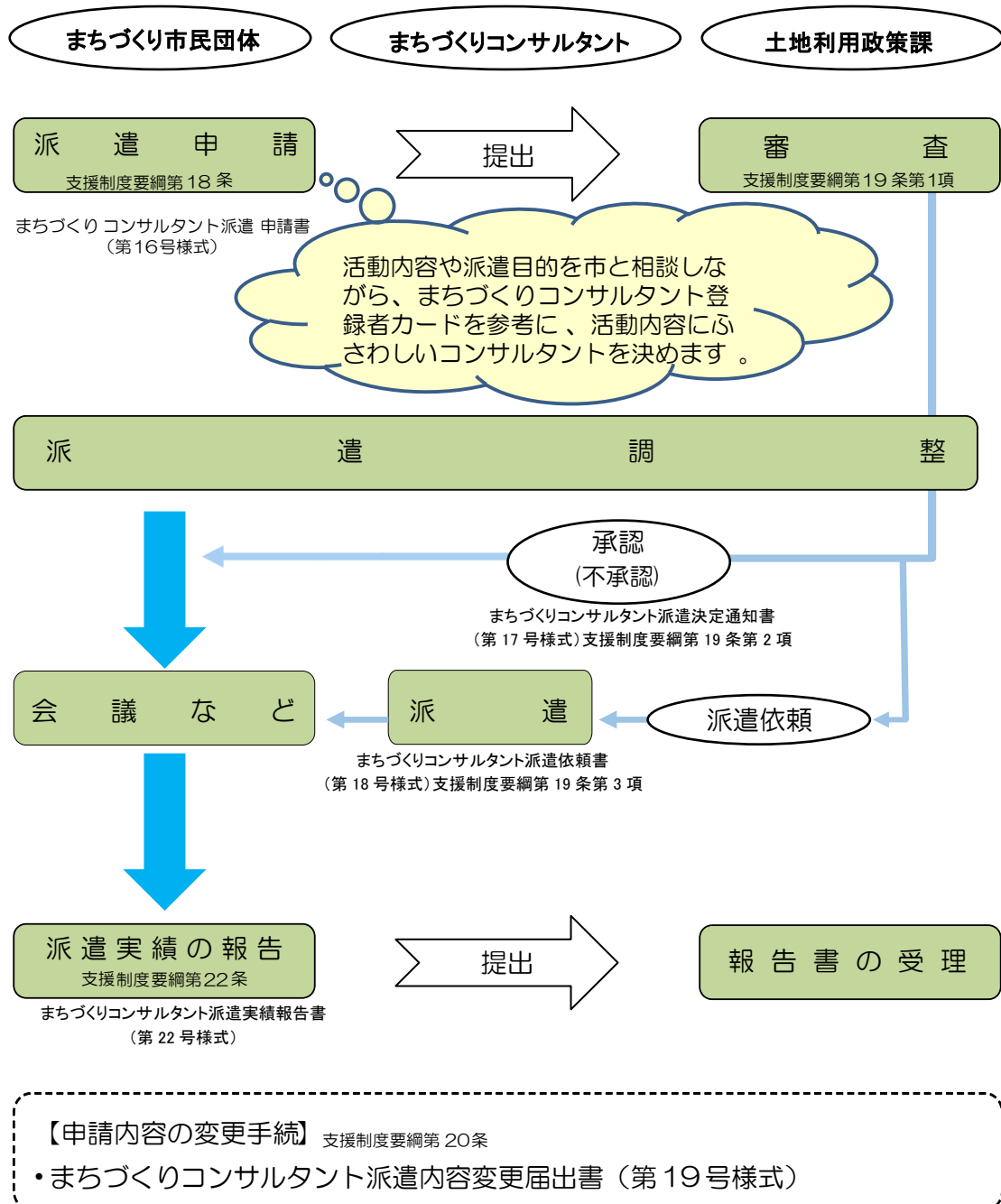
例えば、活動を行うための資料の印刷費や郵送費、まちづくりに関する勉強会の際の会場使用料、事務用品の購入費、広報や区域を示す掲示板の設置などに要する費用に対して、3分の1を超えない額の予算の範囲内で、一つのまちづくり市民団体に対し、最大75,000円を補助しています。

また、まちづくりのルールの策定に向けた合意形成を進める上で必要な土地や建物に関する所有者等の情報を提供する支援を行っています。

5 特定地区景観形成協議会への支援制度

特定地区において設立される景観形成協議会に対し、専門家の派遣や協議会の活動費の補助等の支援を行っています。

□まちづくりコンサルタント 手続の流れ



*「支援制度要綱」とは「鎌倉市まちづくり条例に基づくまちづくり市民団体等への支援等に関する要綱」のことです。

6 開発事業アドバイザー派遣制度

開発事業アドバイザー派遣制度とは

鎌倉市まちづくり条例では、土地利用計画を早期に公開することにより計画的な土地利用の誘導を図るため、一定規模を超える開発事業に対する届出制度を定めています。(鎌倉市まちづくり条例第 26 条、第 36 条)

この制度では、届出後に、大規模開発事業^{※1}の場合には市民が、一定規模を超える中規模開発事業^{※2}の場合には周辺住民及び事業区域の全部又は一部を含む地域のまちづくり市民団体が、開発事業に関する説明を事業者から受けることができます。(同第 27 条、第 37 条)

「開発事業アドバイザー」は、この説明会や説明会後に開発事業に対する理解を深めるための勉強会において、専門的な立場から支援を行うため、市に登録された専門家を派遣する制度です。

例えば、この説明会に開発事業アドバイザーを派遣することによって、説明会に出席された皆さんは、事業者の説明に対する補足や専門的な用語の解説等を開発事業アドバイザーから受けることができます。

また、勉強会に開発事業アドバイザーを派遣することによって、開発事業の計画や専門的な用語の解説のほか、皆さんが市長に対して提出する意見書(同第 28 条、第 38 条)に記載する内容等に関して客観的な解説を受けることもできます。

なお、開発事業アドバイザーへの謝礼は、市が負担します。

開発事業アドバイザーの派遣を希望される場合は、説明会等の 3 日前までに派遣申請が必要となります。また、開発事業アドバイザーとの調整も必要なため、早めにご相談ください。

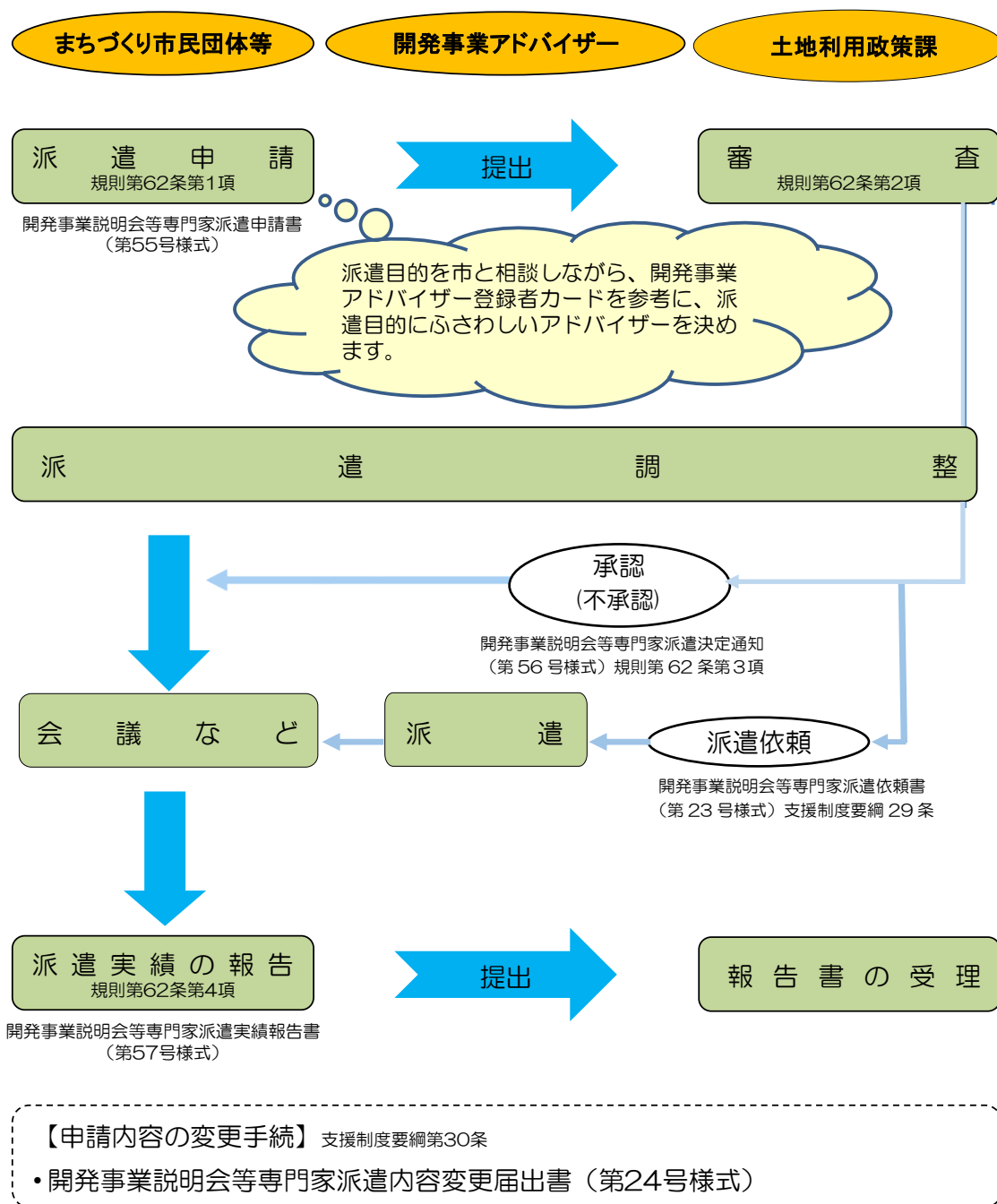
※1) 大規模開発事業とは、次のいずれかに該当する開発事業です。(同第 2 条)

- ① 開発事業に係る土地の面積が 5,000 m² (市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合にあっては、2,000 m² 以上の開発事業
- ② 開発事業に係る土地 (市街化調整区域又は保全対象緑地を含むものに限る。) の面積が 300 m² 以上 2,000 m² 未満のもので、土地の切土及び盛土に係る土量の和が 2,000 m³ 以上の開発事業

※2) 中規模開発事業とは、次のいずれかに該当する開発事業です。(同第 3 条)

- ① 墓地、動物霊園、コインパーキング、スポーツレクリエーション施設、岩石等の採取など、特定土地利用条例の適用を受ける特定土地利用 (特定土地利用における手続及び基準等に関する条例第 2 条)
- ② 開発事業に係る土地の面積が 500 m² 以上 5,000 m² (市街化調整区域又は保全対象緑地を含む場合にあっては、2,000 m²) 未満の開発事業
- ③ 開発事業における手続及び基準等に関する条例第 2 条第 2 項第 14 条に規定する指定建築物 (一定規模以上ワンルーム建築物や葬祭場) の建築であって、開発事業に係る土地の面積が 500 m² 未満であるものの
- ④ 開発事業に係る土地の面積が 300 m² 以上 500 m² 未満であって、同条例の別表 1 (ここでは詳細を割愛します。) に掲げる行為

□開発事業アドバイザー 手続の流れ



*「規則」とは「鎌倉市まちづくり条例施行規則」のことです。

7 鎌倉市市民活動センター

鎌倉市市民活動センター（通称「NPOセンター」）は、市民の自主的で営利を目的としないまちづくりをはじめとした福祉、環境、国際支援等の社会貢献活動に取り組む市民活動団体を支援するための施設です。現在、鎌倉と大船の2箇所に設置しています。

NPOセンターでは、NPO・ボランティア活動に関する相談などに応じています。なお、活動のための打合せ場所や簡易印刷機など各種機材の利用については、利用団体登録が必要です。

（1）開館時間

午前9時から午後5時

（2）休館日

第2、4、5日曜日・休日・12月29日から1月3日

（3）問合せ

●NPOセンター鎌倉

鎌倉市御成町18番10号

TEL：0467-60-4555（直通）

●NPOセンター大船

鎌倉市台一丁目2番25号（たまなわ交流センター1階）

TEL：0467-42-0345

